

解題

松崎彰

一、「中央大学史資料集」の刊行状況と収録史料の性格

本稿は、『中央大学史資料集』第十二集から本集（第十五集）にいたる四冊分の解題である。この四冊は、国立公文書館に所蔵されている『公文錄』・『公文類聚』・『公文雜纂』等の諸公文書から、中央大学関係の史料二五〇点を採集して翻刻した資料集で、対象とする時期は一八七一（明治四）年六月から一九四九（昭和二十四）年三月までの長期にわたっている。

国立公文書館は、一九七一年七月「国の行政機関から受入れた歴史資料として重要な公文書等を永く保存し、閲覧・展示などに供するとともに、公文書等の有効な活用を図るために調査研究を行い、あわせて内閣文庫所蔵図書の管理を行う」総理府の付属機関として設置され、一九七八年六月の公文書館法施行により「国が有する歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する責務を果たす施設」としての位置も与えられた。同館には、江戸幕府や明治政府の収蔵していた古典籍や古文書を引き継ぐ内閣文庫（約五十六万冊）をはじめとして、明治以来の各省庁が保存してきた公文書（約五十余万冊）が移管され、集中管理・公開されている。これらの所蔵資料は、歴史研

究の基礎的史料として高い価値を有しており、日本近代史研究のみならず、本学の百年史編纂や史料保存事業にとつても、その調査は不可欠の作業であった（国立公文書館編『公文書等の集中管理－保存・利用のための移管の重要性について』平成三年七月刊）。

大学史編纂課による国立公文書館の史料調査が開始されたのは、同課設置の翌年、一九八一年一月のことであった。この時期は、史料委員会のもとで史料収集・保存事業が緒についたばかりの段階であり、同館の調査も主に一部史料の所在確認・複写にとどまっていた。そして、同年十一月の百年史編集委員会設置によって年史編纂事業が開始されると、東京都公文書館や東京大学の調査、および『図説 中央大学 1885→1985』の刊行等が急がれたため、国立公文書館の本格的調査は一九八八年八月から着手される運びとなつた。この調査は、大学の夏期休暇を利用して集中的に行なわれ、公開公文書の目録から史料件名を選出した上で原史料を確認し、必要と思われる史料については同館の許可をえて写真複写した。複写史料は、採取した史料群ごとに「A」文部省公文書（昭和四十七年度移管分）・「B」文部省公文書（昭和五十九年度移管分）・「C」諸公文書の三区分に分類し、史料全体に『国立公文書館所蔵 中央大学関係史料』という名称を付した上で、一件ごとに中性紙の史料袋に入れ、件名・表題を記入して整理した。さらに、これらの収集史料を原稿用紙に筆写し、各分類別に編年順に並べて順次翻刻を開始した。第一冊目にあたる『資料集』第五集が刊行されたの

は、一九八九（平成元）年十二月のことであった。

収集史料の翻刻に際しては、専ら製本上の都合を考慮して、『資料集』第五・七・八・十・十二・十三・十四集および本集（第十五集）の八冊に分冊し、「その一」から「その八」までの番号を付したが、第十三集以降については、刊行を急いだため頁数が若干増える結果となってしまった。この間、翻刻を終えた史料は全三六四点を数え、本集を含めた『資料集』八冊分の総頁数は二五五〇頁余に達している。

また、一九九二年五一六月にかけて、「B」文部省公文書（昭和五十九年度移管分）の追加調査を行なった。これは、『資料集』第十集の解題でふれたように、同史料群の詳細な目録が公開されたためであり、その結果多くの関係史料を追加収集することができた。そこで、上記の八分冊案を若干修正し、追加史料を翻刻して「その九〔B〕文部省公文書（昭和五十九年度移管分）2」として刊行することとした。現在、追加史料は筆写が終わつた段階であり、その他の史料翻刻計画とのかねあいを考慮しながら、今後とも刊行に向けて努力したい。

以上の『国立公文書館所蔵 中央大学関係史料』の全体像と翻刻状況をまとめる、次表のとおりである。なお、『資料集』第十四集の目次表題が「国立公文書館所蔵 中央大学関係史料（その六）」となつているが、これは「その七」の誤りである。

『国立公文書館所蔵 中央大学関係史料』一覧表

収録巻数	典拠史料群	史料点数	総頁数	刊行年
『資料集』第五集	「その一〔A〕文部省公文書 （昭和四十七年度移管分）」	一八点	二二三頁	一九八九・一二
『資料集』第七集	「その二〔A〕文部省公文書 （昭和四十七年度移管分）」	一七点	二六七頁	一九九〇・一二
『資料集』第八集	「その三〔A〕文部省公文書 （昭和四十七年度移管分）」	二二点	二六三頁	一九九一・三
『資料集』第十集	「その四〔B〕文部省公文書 （昭和五十九年度移管分）1」	五八点	三一七頁	一九九一・四
『資料集』第十一集	「その九〔B〕文部省公文書 （昭和五十九年度移管分）2」	六四点	二四一頁	続刊予定
『資料集』第十二集	「その五〔C〕諸公文書（1）」	一一〇点	四九九頁	一九九四・二
『資料集』第十三集	「その六〔C〕諸公文書（2）」	一九九五・三		
『資料集』第十四集	「その七〔C〕諸公文書（3）」	一八点	四〇〇頁	一九九六・三
『資料集』第十五集	「その八〔C〕諸公文書（4）」	三五〇頁	一九九七・三	

右表のように、本集は『国立公文書館所蔵 中央大学関係史料』の内、「〔C〕諸公文書」グループの最終巻にあたる。この史料グループは、既に翻刻済みの文部省移管文書（〔A〕・〔B〕グループ）以外の諸公文書から収集した本学関係史料であり、典拠となつた主な史料群は次の通りである。

まず、『公文録』は、一八六八（明治元）年から一八八五年にいたる間の公文書原本を各官庁別に編年整理した史料である。この史料は、一八七三年五月の皇居火災により太政官所管

の公文書原本が焼失した事件をきっかけとして、編纂が開始された。すなわち、公文書記録再生の必要性にせまられた明治政府は、太政官記録課（後の内閣記録局）を中心として行政文書の収集と整理事業に着手し、『公文録』と後述の『太政類典』を編纂したのである。そのため、七三年以前の『公文録』は原文書ではなく、各官省の所管文書からの写本を編集した簿冊となっている。

『公文録』の簿冊は四一〇二冊を数え、行政上の参考に供するためには副本も作成されていた。そこに収められた「各庁稟請及ヒ上申進達」や決裁文書等は、明治前期公文書の根幹をなし、太政官制下における行財政全般を分析する際の基礎史料となっている。しかし、一八八五年十一月に太政官制が廃止され内閣制度へ移行すると、『公文録』の編集は終了し、『公文類聚』や『公文雜纂』にその役割をゆづることとなる。また、この時期の公文書記録としては、『公文別録』や『雜種公文』等の傍系史料があり、それらもまた『公文録』と同様の史料的価値をもつていている。

次に『公文類聚』は、一八八二（明治十五）年に『太政類典』を継承するかたちで成立した史料である。『太政類典』は、太政官記録課が、一八六七（慶應三）年から一八八一年までの各省庁日誌や諸公文中から「典例条規」を選出して編纂した史料であり、前述の『公文録』が各官庁別の構成をとるのに対し、制度・官制・兵制・学制といった部門別の分類を採用している点に特色がある。当初、『公文類聚』はその編纂方針

を踏襲していたが、一八八六年以降は、専ら法律規則の制定と施行の原記録を年次別に編集する編纂方針に改められ、『公文録』の後身として位置づけられるにいたった。対象とする期間は一九五〇（昭和二十五）年にまで及び、数量は三五二四冊を数えている。すなわち、明治中期以降の行政文書の中核をなす史料といえる。

また、『公文雜纂』は、『公文類聚』に収録されなかつた諸文書を官序別・編年でまとめた史料である。これは、『公文類聚』の編纂方針変更に対応して一八八六年より編纂され、一九五〇年まで続いている。数量は三一四〇冊を数え、『公文類聚』を補完する史料として重要な意味をもつ公文書である。

このように、「[C] 諸公文書」グループとして翻刻した諸史料は、太政官や内閣による政策決定の記録が中心であり、その史料は原議から決裁にいたる文書を括した一件史料の形態をとっている。また、その他にも『文部省事務報告書』等の各省政府からの報告や、『思想対策協議会参考資料』・『文官高等分限委員会関係書類』・『議会制度審議会書類』・『教育審議会書類』といった諸委員会系の記録からも関係史料を収集しているが、これらの公文書も、国政上の参考史料として編纂されたものである。すなわち、『資料集』第十二集から本集までの四冊に収録された諸史料は、中央大学に直接的にかかわる史料というよりは、むしろ大学の歴史を規定した政治的環境と、そこにおける中央大学関係者の諸活動を分析するための基本的史料としての意味あいが強いといえよう。

そこで、以下では、収録史料をその内容に応じて「教育制度・許認可関係史料」・「弁護士制度・官吏登用関係史料」・「個人関係の史料・その他」に仮分類し、その特色を見ることにした。なお、同館には、前述の『太政類典』九一一冊や、一八七四年（明治七）年十一月太政官地誌課による維新以来の各府県沿革調査の結果を編修した『府県史料』二二六六冊等も所蔵されているが、これらの史料については、中央大学の図書館にマイクロフィルム版が収蔵されているため、史料調査の対象からはずしている。『法令全書』や『法規分類大全』のように、すでに刊行済みの諸史料についても同様である。また、『資料集』目次や仮分類の一覧表における年月日表記に対応させるため、以下の解説では「年号」表記を用いている。

二、教育制度・許認可関係史料

卷末の表[A]は、収録史料中から教育制度に関する史料を分類し、その表題を編年にまとめた表である。これを参照しながら、収録史料の特色や中央大学との関連を年代順に概観する。と、まず明治初年から同十五年にかけて「貢進生」処分問題や「官費生」・「留学」関係の史料が収録されていることがわかる。史料番号1番～36番の史料が、それにあたる（以下「史料1～36」のように略記）。

明治政府は、旧幕府から接收した昌平坂学問所・医学所・開成所を基礎として、新たな高等教育機関の創設を目指し、明治二年十二月には、前記三学校を各々、大学（本校）・大学東校・大学南校へと再編した。この内、開成所を継ぐ大学南校は洋

学中心の教育機関であり、近代化の推進力となる人材の養成を目的としていた。そのため、明治三年七月には、各藩の優秀な人材を選んで大学南校に貢進することとなり、三百余人が同校に入学した。これが「貢進生」であるが、史料3で指摘されているように、各藩の選出基準があいまいであつたため、実際には「怠懶ノ風俗」や「元藩ニ傲り候弊害」もあつたという。そのため政府は、明治四年七月の「廢藩置県」に対応して、問題の多い「貢進生」制度を廃止するのであるが、その際に史料2の文部省伺を容れ、「成業ノ見込有之候者」を選別して残すこととなつた。しかし、史料7によれば、この問題をめぐって太政官正院と文部省との間に若干の軋轢が生じたようである。すなわち、翌年三月、文部省はこの選別試験を中止し、かわって私塾生徒への公費支出を廃止する方針に転換する。これに対して、太政官正院は公学と私学を区別する文部省案に反対して「私塾生徒ト雖モ進益ノ見込有之候者ハ是迄ノ通公費ヲ以テ滞學為致可然見込」を主張し、文部卿大木喬任は、正院の意向にそつて「学制」改革を断行する旨を返信しているのである。從来、貢進生の学費は出身藩の負担であったが、廢藩置県によって「藩」がなくなつたため、一時的に諸府県が負担していた。その公費負担のあり方が、問題化したわけである。

ところで、大木文部卿のいう改革は、明治五年八月の「学制」公布を意味しているのであるが、「学制」は、学費の自己負担を原則とし、貧困生徒への授業料減免と学費貸与を認めるのみであった。そこで、史料9～13に見るよう、翌年には新

たに「官費生規則」が制定され、「成業ノ見込」ある生徒に対する学費援助の体制を整備したのである。ちなみに、中央大学の創立者である岡村輝彦（鶴舞藩）・高橋健三（曾我野藩）・穂積陳重（宇和島藩）らも貢進生であった。

また、明治八年三月には、貢進生制度の改革に対応して、留学生制度も文部省による選抜方式に変っている（史料14）。当初、この新留学生制度は、貸費留学として開始されるが、「外国教師二代へ以テ外国教師ヲ用フル為メ起ル所ノ數様ノ不便ヲ除ク等特ニ重要ノ目的」にもかかわらず、学費を償還する方式では政府機関への就職の義務を負わせる事ができないとの理由で、明治十五年三月「官費海外留学生規則」が制定されている（史料35・36）。この第一回文部省留学生として米国に留学したのが、英吉利法律学校創立者の一人である菊池武夫であり、史料15・31がその留学の記録である。さらに、史料34として、前出の岡村・穂積両名の留学帰朝を伝える文部省の報告も収録した。なお、帰朝後の穂積が、東京大学法学部長に任用されるやいなや、文部省は「日本語」による法学教育を開始している（史料37・38）。そして、中央大学の前身である英吉利法律学校は、設立当初からこの教育方針を受け継ぐこととなる。

次に、史料40～49にかけて、いわゆる「明治十六年事件」に関する史料を収録した。この事件は、明治十六年十月二十七日東京大学と予備門の寄宿舎生が学位授与式を無断欠席して大暴れし、一四五名の退学者を出した事件である。事件の内容については、資料集第三集（東京大学所蔵中央大学関係史料）に収

録した諸史料から、生徒管理への反発が主な理由であったことがわかるが、これが東京大学総理加藤弘之の進退伺にまで発展した背景としては、同期の社会状況を考慮しなければならないだろう。すなわち、政府は、都市民権運動に対抗するため、明治十一年七月警察官による演説会監視を開始し、翌年五月には官吏の演説を禁止、さらに同十三年四月には集会条例を公布して言論集会を弾圧していたが、官立学校生徒の中からは規制の撤廃を求める声もあがっていた。たとえば、史料28・33（分類上、表[C]に入れてある）は、当時東京大学の生徒であつた英吉利法律学校創立者岡山兼吉や渋谷健爾が、同志と共に上申した建議書である。これに対し政府は、大学教授等が非政治的な担任学科を講演する場合を除いて、生徒による演説や演説の聴聞等を一切禁止するという強い態度でのぞんだのである（史料47・48）。「明治十六年事件」は、このような社会状況の中で、官立学校の頂点にある東京大学生徒たちの不満が暴発した事件であり、不満の具体的な内容というよりも、むしろ民権運動との関連を危惧する政府や生徒たちの復学を考慮した東京大学の意向（史料46・49・54）等が交錯して事件処理が展開したものと思われる。

明治十九年から同三十六年にかけては、私立法律学校に対する文部省の規制・監督に関する史料を収録した。「学制」公布以後、諸学校の一元的な体系化を進めてきた文部省は、明治十九年三月帝国大学令を公布し、法・文・理・医・工の五分科大学からなる「帝国大学」を設立した。さらに、同年四月には師

範学校令・小学校令・中学校令・諸学校通則も公布され、文部省を頂点とする諸学校体系の骨格が形成された。これにより、前年七月に設立された英吉利法律学校は、私立諸学校に対する地方官の管轄を定めた諸学校通則（史料66）にもとづいて、東京府の管下に編入された。

ところで、これらの諸学校の内、私立法学系の学校は司法省や文部省から特に重要視されていた。不平等条約の下で国家的独立と万国対峙を実現するためには、多くの司法官僚が必要とされ、その養成が官立学校のみでは不可能だったからである。

東京大学に一時期設置されていた別課法学科や司法省法学校等の学校は、基本的に官僚養成の機関であった（史料65）。そこで、帝国大学設立を契機として、文部省は私立法律学校の統制に乗りだし、明治十九年八月「私立法律学校特別監督条規」を制定している（史料67）。これは、英吉利法律学校・東京専門学校（現早稲田大学）・専修学校（現専修大学）・明治法律学校（現明治大学）・東京法学校（現法政大学）の府下私立法律学校五校の教育内容を帝国大学総長の監督下におくことを定めた規則であり、五校に官僚養成の一翼を担わせるためのものであつたが、その実態については『資料集』第三集の収録史料と解題でとりあげているため、そちらを参照していただきたい。ともあれ、「条規」は翌年一月から実施され、同年十月には「優等卒業生試験」が実施されて十七名の司法省判事試補を生みだしている。しかし、同年七月に「文官試験試補及見習規則」が公布（表[B]・史料80）されると実質的な意味を失い、明治二十一年五月に廃止される（史料95）。そして、この「条規」廃止と同時に、「特別認可学校規則」という新たな規則が制定されている（史料93・94・110）。これら官吏登用関係の史料については次節でまとめてふれるが、この新規則は、文部大臣が認可した学則にもとづいて法律学・政治学・理財学を教授する私立学校を「特別認可学校」とし、その卒業生に文官高等試験受験資格他の特権を与えるものであり、官吏養成の機能を法律系以外の私立学校へ拡張する意味をもつていたことがわかる。

これに対応して、英吉利法律学校は、明治二十一年七月に「特別認可学校」の指定を受け（史料97）、翌年十月には校名を東京法学院に変更する等（史料109）、積極的な動きをみせている。この背景には、官吏登用上の特権とともに徴兵令をめぐる特権獲得の問題もからんでいた。すなわち、「条規」制定以前は、徴兵猶予等の特権は主に官立学校にのみ許されていたが（史料50・51・52・58・59・61・62・64）、明治十九年十一月に徴兵令が改正され（史料68）、文部大臣が認可した私立学校の卒業生については現役期間の短縮や予備役・後備役時の点呼召集免除等の特権が認められた。そのため、英吉利法律学校他の私立学校は、翌年以降特権の認可を文部省に申請している。しかし、「条規」以降のあわただしい制度改編の過程で認可処理は遅れ、ようやく、明治二十二年一月の陸軍一年志願兵条例制定によつて、「特別認可学校」卒業生への実質的な現役期間短縮（一年）が認められることとなる（史料104）。この特権は、「特別認可学校規則」の廃止後も継続されるが（史料121・171）、

在学中における徴兵猶予の特権についてはさらに遅れ、明治三十二年六月の文部省令第三十四号によつて認可されている。東京法学院では、明治三十一年八月の「私立学校令」（史料135・160）公布に対応して学則を改正し、邦語法学科・英語法学科の生徒を「特別生」と「普通生」に分けているが、この内「特別生」にのみ徴兵猶予の特権が認可されている。

次に、明治三十年代から大正期にかけては、戦前期における私立大学の特色を規定した二つの基本的法令を収録した。すなわち、明治三十六年三月の専門学校令（史料151）と大正七年十二月の大学令（史料174）である。専門学校令は、中学校・高等女学校卒業者に三年以上の専門的教育を授ける学校を「専門学校」とし、官・公立専門学校以外に私立専門学校の設立を公認した制度で、私立専門学校の場合、学校設立の母体は社団法人とされている。東京法学院の場合、同年八月に「社団法人東京法学院大学」の設立認可を受け、校名を「東京法学院大学」と改称している。同校は、専門学校令に準拠した専門学校であるにもかかわらず「大学」名を名乗り、学科課程も大学部本科（三年）・予科（一年半）・研究科・専門科（三年）が設置され、専門科は正科生・別科生に別れるという「大学」に準じたかたちをとっている。これは、東京法学院大学と共に専門学校となる明治・法政・慶應義塾・日本・早稲田・専修・関西・同志社等の私立「大学」にほぼ共通する点であり、教育課程の充実とともに帝国大学と同等の立場を求めるはじめた各私立学校の意向が強く反映されたものであった。東京法学院大学はその

後、明治三十八年に中央大学と校名改称し、大学令の公布により、大正九年四月、日本・法政・明治・国学院・同志社の各校と共に「大学」へ昇格している（史料177）。大学令は、大正六年九月内閣直属の諮問機関として発足した臨時教育会議（総裁平田東助）の答申にもとづいて断行された教育制度全般にわたる改革の一環として実施され、従来の分科大学制度が学部制に改編されるとともに、公立・私立大学・単科大学の設立も認めている。「大学」昇格を果たした中央大学は、学校設立の母体が従来の社団法人から「財團法人中央大学」となり、大学令に準拠した学部（法学・経済学・商学）・大学院・大学予科と専門学校令に準拠した専門部という、二つの学校が併存する典型的な戦前期私立大学になつてゆくのである。

大正末期から昭和二十年の敗戦にいたる時期の収録史料は、主に私立大学を戦時体制に組込んでいった基本的な法令類を収録した。大正期の教育改革全般を建議した臨時教育会議は大正八年五月に廃止され、これにかわって改革実施にともなう諸問題を審議する臨時教育委員会（会長久保田譲）が設置される。

この委員会は、大正十年七月七日に教育評議会（会長岡野敬次郎）へと拡大し、同月には臨時教育行政調査会（会長原敬）も新設されるが、教育評議会は大正十三年四月に廃止され、新たに文政審議会（总裁＝内閣総理大臣清浦奎吾）が発足している。文政審議会は、内閣総理大臣管轄の諮問機関として「国民精神の作興」他の教育問題を審議し、審議結果を答申・建議したが、大正十三年十一月岡田良平文部大臣は、「学校ニ於ケル

教練ヲ振作シ以テ大ニ学生生徒ノ体育ヲ促進シ且其ノ德育ヲ裨補シ併セテ国防能力ノ増進ヲ図」るため、中等程度以上の学校に現役将校を配属する件を同審議会に諮詢するよう加藤高明内閣総理大臣に求めている（史料184）。これを受けた文政審議会では、翌年一月に文部省案を認める答申をおこない（史料185）、同年四月の「陸軍現役将校学校配属令」と同七月の勅令二四六号が公布されることとなる（史料186）。これにより、中等学校以上での軍事教練が開始されるわけであるが、私立学校の場合は、この規程が適用されるのは前に述べた「一年志願兵」の特権をもつ「当該学校ノ申請」によるとされ、大学学部についても同様に申請があつた場合のみとされていた。

また、昭和六年の満州事変以降は、「国防」の観点から学制刷新を求める要望が強まり、昭和十年十一月には教学刷新評議会が、同十二年十二月には教育審議会が、さらに同十七年二月には大東亜建設審議会がそれぞれ設置され、戦時教育体制の強化が図られている。この間、私立大学にとつて重要な意味をもつた改革は、まず昭和十六年十月の勅令による修業年限の臨時短縮である（史料222）。これにより、高等学校・実業専門学校・専門学校・大学は、修業年限を六ヶ月以内短縮できることとなり、中央大学では、同年度の卒業式（第五十七回）を三ヶ月繰上げて同年十二月に挙行している。これが、いわゆる「繰上げ卒業」であり、翌年八月の閣議決定によつてこの短縮が恒常化されてゆく。さらに、昭和十八年十月には、一般学生の徴兵猶予の特権が停止され、同十二月より「学徒出陣」が開始され

るとともに、文化系大学・専門学校の整理統合の方針、在学期間中一年につき三分の一程度の勤労動員などが実施されてゆく（史料226・227）。そして、翌十九年になると、それまで年間の三分の一以下とされていた学徒の勤労動員が通年に拡大され（史料228～234）、同一十年には、ついに国民学校初等科以外の学校における授業が同年四月一日から翌年三月三十一日まで原則停止されてゆくのである（史料235・236）。

最後に、敗戦から昭和二十四年にかけては、占領下における教育の民主化と新制私立大学の誕生に関する史料を収録した（史料237～249）。なかでも、昭和二十一年八月内閣総理大臣所轄の審議機関として発足した教育刷新委員会（委員長南原繁）は、同年二月に来日した米国教育使節団に協力して教育制度の根本的刷新とその具体的方策を策定することを目的とする委員会であり、戦後の主な教育立法はこの委員会の建議にそつて制定されている。そして、昭和二十四年三月には、中央大学を含む六十五校の私立大学が「新制大学」として認可（第一回）され、新たなスタートを切ることとなる（史料249）。

三、弁護士制度・官吏登用関係資料

巻末の表【B】は、弁護士制度と官吏登用に関する収録史料の一覧である。前述のように、英吉利法律学校をはじめとする私立法律学校は、司法官僚の養成機関としての性格を色濃くもつていた。そのため、これらの学校では、弁護士試験や官吏登用試験の変化とともに学則や学科課程を改正し、より多くの卒業生が資格を獲得できるよう対応している。そこで、本節では、

これら資格制度をめぐる収録史料をまとめて解説してゆく。

代言人制度は、明治二十六年三月に「弁護士法」が制定され以前の弁護士制度であり、「代言人」という名称は、明治五年八月の司法職務定制にはじめて登場する。司法職務定制は、明治五年四月に司法卿となつた江藤新平が、前年七月の廢藩置県とともになう権力的統一を背景として、司法権の統一をめざして制定した法令であり、裁判所構成法ともいべき性格をもつていた。これにより、従来の各府藩県における裁判権は司法省の下に統轄され、全国の裁判所は司法省臨時裁判所・司法省裁判所・出張裁判所・府県裁判所・各区裁判所の五種に区分されることになった。

司法職務定制には、裁判事務を定めた第十章として「証書人代書人代言人職制」が規定されている。それによれば、代言人の役割は「自ラ訴フル能ハサル者ノ為メニ之ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述シテ冤枉無カラシム」とされ、依頼人から「世話料」をもらうことも認められている。しかし、代言人を用いるかどうかは「本人ノ請願ニ任」されており、裁判上不可欠な公的資格としては認められていなかつた。史料8は、翌六年六月司法省が商取引上の代理人制を認めた「代人規則」を制定した際の記録であるが、この規則においてもまた、「代人」は全ての事務を委任された「総理代人」と一部を委任された「部理代人」の二種に区分され、委任状が義務づけられているとはいゝ、その資格は「心術正実ニシテ」「十一歳以上ノ者」という年齢制限が条件とされているのみであつた。

ところで、明治六年四月江藤司法卿は参議として権力の中核に転出したが、いわゆる「征韓論争」に敗れ、板垣退助・後藤象二郎・副島種臣らの参議とともに下野してしまう。その結果、司法改革は同年十月に司法卿となる大木喬任に引き継がれ、代言人制度の整備も大木司法卿のもとで進めらることとなる。司法省はまず、「代言人規則」を制定して代言人資格を整備するよう求めた改革案を明治八年十二月に上申している（史料17）。司法省案の骨子は、代言人を「所管地方官ノ検査」と司法卿の免許状によつて認定される資格と位置づけ、「各裁判所ノ代言人名表ニ登載」した上で、裁判官の許可をえて弁論させるというものであつた。この改革案は、翌年一月に認可され、翌年二月には代言人規則が公布されることによって、公的な資格としての「代言人」が各裁判所に付属する制度が誕生する。しかし、司法省案を審議した法制局が「猶十分精確ノ物トハ申シ難キヶ条モ有之候ヘトモ何分初發ノ儀ニモ有之」と述べ、司法省自身「實際景況酌量ノ上取極メ候趣」を申立てているように、司法省案は実態を把握した上で策定されたといふよりは、むしろ後日の改正を前提として急遽制定されたものであった。そのため、史料18にみえるように、同年四月には「代言人規則之儀ニ付尚不尽ノ廉有之」という理由で同規則但書の解釈が布達され、以後史料19～22にかけて、「代言人規則」の大と代言人活動をめぐるトラブル増加を背景としていた。「代言人

人規則」により免許をうけた代言人たちは、北洲社や法律学舎といった代言人社を各地に設立して積極的な活動を展開するが、他方では、代言人の廃止を建議した史料16・45が象徴しているように、訴訟をめぐる代言人の「奸策」は民衆の糾弾を受け、訴訟件数の増加は地方官の怒りをかつていて。しかも、「政党政社ハ多クハ代言人ニ成リ纔ニ歐米ノ訳書を看テ権利自由ヲ説キ或ハ新聞紙ヲ閱覽シテ政治法律ヲ議シ其少年ノ心志ヲ蕩シ細民ノ視聽ヲ乱ル」という事態は、代言人制度が民権運動の温床になつてゐるという危機感を地方官らに与えたのであつた。

司法省は、これらの問題に対処するため、代言人に対する管理を強化し、あわせて質的向上をはかるための改革に着手する。すなわち、明治十年十二月には、一般の代言人とは別に司法省附属代言人を設置して官庁関係と貧困者の訴訟を担当させるとともに、同十二年四月には東京大学法学部と司法省法学生の卒業生へ無試験で代言免許を与えるよう上申し、翌月に認められている（史料23・25）。これにより、同年十月には、高橋一勝（英吉利法律学校創立者）と山下雄太郎・磯野計ら三名の東京大学法学部卒業生が「法学士代言人」の第一号となり、翌月彼らは東京攻法館という代言人社を設立して活動を開始する。さらに、明治十三年五月には「代言人規則」の大改正がおこなわれている（史料27）。改正代言人規則は、前年十二月の司法省上申が同十三年四月に認可され、翌五月に公布されたものであるが、大木司法卿の上申書によれば、改正理由は「代言人タル者其本分ノ主義ニ悖リ私利之レ圖ル者往々之アリ故ニ今般代

言人規則ヲ改正シ更ニ取締ノ方法ヲ設ケ」と説明されている。そして、「取締ノ方法」の具体的な内容は、司法省所轄の「定式ノ試験」によつて免許を公布し、代言人を検事の監督下におき、さらに代言人組合を設立して加入を義務づけることによつて「悪弊ヲ矯正」しようというものであつた。

この改正代言人規則と同年七月の治罪法公布によつて、民事・刑事裁判とも弁護士制度が採用され、代言人資格は制度的に整備されたのであるが、反面で、司法省は代言人人数の不足という新たな問題に直面することとなる。奥平昌洪『日本弁護士史』によれば、代言人規則が制定された明治九年から改正代言人規則公布までの約四年半の間に所轄地方官の代言人試験を出願した者は一四二一人、合格者は九七二人であつたが、改正代言人規則後の同期間ににおける司法省代言人試験の成績は、出願者八六二三人、合格者四六四人へと激減している。これに加えて、司法省内の養成機関として司法官僚や代言人の供給源となつていた司法省法学校（正則科）は、明治十七年学校制度の統一化を進める文部省に移管され、翌年には東京大学に吸収されることとなり、司法省は、これら人材の養成・確保という緊急課題をかかえたのであつた。

改正代言人規則の施行にともない、代言人たちは、各裁判所の管轄地ごとに組合を設立することが義務づけられた。東京府下においても、明治十三年七月東京代言人組合（会長元田直）が結成され、従来の代言人諸社は解散している。これらの代言人にかわつて、府下では代言人試験の受験対策をかねた法学教育

を特色とする法律学校が、あいついで設立される。前節でみた専修学校は明治十三年九月に、明治法律学校は翌十四年一月に、東京法学校は同年五月に、東京専門学校は翌十五年十月に、そして英吉利法律学校は明治十八年七月にそれぞれ設立されている。他方、司法省では、同十三年十二月、前年度から開始された「法学士代言人」の継続方針を各府県に布達するとともに（史料30）、司法官僚の登用制度整備に着手し、同十七年十二月「判事登用規則」を制定している（史料53）。同規則は、判事の登用を「法学士代言人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シタル者」に限定し、司法省による採用試験を定めた規則であり、前年十二月司法卿に就任した山田顯義の上申によれば、「裁判其当ヲ失フ事」は「内ハ人民ノ信賴ヲ繋クニ足ラス外ハ歐州諸国ノ輕蔑ヲ招キ常ニ彼ヲシテ治外法權ヲ回護スルノ口実」となるため、「良法ヲ定メ判事其人ヲ得テ裁判權ノ確立ヲ謀ル」ことは「實ニ必要ノ急務」であるとされている。また、司法省案に添付された説明書は、提案理由を諸法制の整備進行と法学の興隆に求めて、「東京大学ニ司法省法学校ニ彬々法学士ヲ養生スルノミナラス歐米諸國ノ大학교ニ留学シ法学士状師ノ称号ヲ受ケ帰朝シタル者少カラス加フルニ東京大学法学部別課生徒及ヒ司法省速成生徒其他私立法学校等ニテ學習シタル法学生輩出スルニ至ル今ヤ恰モ是レ法官ノ選任ヲ改良スヘキ時期到来セリト謂フ可シ」とした上で、同規則が本来は「法学士代言人」を対象としているにもかかわらず、「猶未タ其需要ヲ充タスヘキ人員ヲ得ル事」が困難なため、暫定的に「試験ノ一途」を定めた

と説明している。すなわち、司法省は、私立法律学校を司法官僚の供給源と位置づけ、「判事登用規則」に試験制度を導入することにより、それらの卒業生が司法官僚に登用される道を開いたのである。そして、史料60・72・76は、同規則の改正・運用と明治二十年度の登用試験に関する公文書である。

「判事登用規則」制定後の司法省は、主に二つの方法をもつて、私立法律学校卒業生から司法官僚を補充しようとした。ひとつは、文部省と連携した官吏登用の道であり、もうひとつは、司法省自らが私立法律学校にはたらきかけて司法官僚を養成・登用する方法である。前節でふれた「私立法律学校特別監督条規」は、学校制度の一元的管理を進める文部省と司法官僚の確保をねらう司法省の意向が反映された「官吏登用の道」であつたといえるが、その反面で、司法省独自の政策もうちだされていて。すなわち、明治二十年二月司法省は「特別法学生徒養成方ノ儀に付請議」を上申し、裁判官の絶対的不足に対処するため、「本省定額内ヲ以テ年々金三万円ヲ限度トシ右ノ内ヲ以テ特別ノ方法ヲ設ケ府下相当ノ学校ニ於テ若干ノ法学生徒ヲ養成」ことを認められている（史料71）。この政策は、当時イギリスやドイツとの條約改正交渉を進めていた井上馨外務大臣の提案によるが、井上外相はその際、品川弥二郎・平田東助・加藤弘之・西周らの独逸学協会が明治十六年十月に設立し、明治十九年十一月より文部省の補助金を受けていた独逸学協会学校を（史料69）、指定校として推薦している。司法省では、この独逸学協会学校（現獨協大学）と英法系の英吉利法律学校・仏法

系の東京法学校（現法政大学）の三校を特別法学生徒養成の指定期とし、翌二十年より毎年五千円を下賜したのであった。史料115の「明治二十年度司法省歳出決算報告表」をみると、この下賜金は、司法省職員の定員が「満員ニ至ル迄其俸給残余ヲ以テ府下相当ノ学校へ補助金ヲ下付」するとあり、同年度は勅任官・奏任官の俸給から流用させていたことがわかる。

ところで、明治二十年七月「文官試験試補及見習規則」が勅令をもって公布され、「奏任判任ノ文官」に関する登用制度が整備された（史料80）。これにより、文官の登用試験は、試補を任用するための高等試験と判任官見習を任用する普通試験とに分けられ、特に「法科大学・文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス試補ニ任スルコト」が認められた。また、「帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法律学校及司法省旧法学校」の卒業生が判任官見習に任用される際の普通試験免除や、「文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校」の卒業生への高等試験受験資格も規定され、翌年一月からの施行が定められた。史料・81・83・92・103・106・113・114は、同規則の施行細則や試験手続・合格者の報告等に関する公文書である。

文官試験試補及見習規則の適用をめぐつて、政府は、当分の間高等試験や実務練習をへずに司法官に登用できる者の範囲を公表し、混乱の回避をはかつている（史料82）。これをうけた司法省でも、数通の稟議を上申して從来の登用制度との調整をおこなつており（史料84・86・88・89）、同様の稟議は、陸軍

省（史料85）・宮内省（史料87）・内務省（史料90）・海軍省（史料91）等からも寄せられている。一方、文部省は、私立法律学校特別監督条規を新登用制度に対応させた「特別認可法律学校規則」案を翌二十一年五月に上申するが（表「A」史料93）、文官試験試補見習規則の定める高等試験受験資格に反するという政府の強い反対意見によつて修正を余儀なくされ、結果「特別認可学校規則」を公布する（表「A」史料94）。これにより、私立法律学校特別監督条規は廃止され、翌二十一年十月には、特別認可学校の卒業生に普通試験をへず判任官見習に任用する特権が認められている（表「A」史料110）。

これに対応するため、司法省も従来の政策を修正せざるをえなくなり、明治二十二年三月無試験代言免許を学位所有者に拡大するとともに（史料105）、翌年一月の裁判所構成法公布と同二十四年五月の判事検事登用試験規則制定によつて司法官僚の登用試験を文官試験から独立させ、特別認可学校中で特に法律学を教授する私立学校のみに判事検事登用試験の受験資格をあたえたのであった。これにより、従来の司法省下賜金は廃止され、ひきつづき代言人制度の改革が開始されることとなる。すなわち、史料117・119にみえるように、代言人規則にかわる「弁護士法」は、一度は司法省自身で撤回されたとはいゝ、ようやく明治二十六年三月に公布され、同年五月には弁護士試験規則が制定されることにより、従前の「法学士代言人」が廃止されて「第一回試験免除」の特権にかえられているのである。

そして、同年十一月の文官任用令・文官試験規則制定にともな

つて特別認可学校制度が廃止されると、司法省は同年十月に判

事検事登用試験規則を改正し、司法大臣の指定する公私立法律学校の卒業生に受験資格をあたえたのであつた（史料159）。翌十二月には、東京法学院・東京専門学校・日本法律学校・専修学校・明治法律学校・和仏法律学校・独逸協会学校・慶應義塾・関西法律学校の九私立学校が司法省の指定をうけ、この内、東京都下八学校と帝国大学法科大学が「九大法律学校」を称するようになる。これにより、司法官僚と弁護士をめぐる諸制度は基本的整備を終えるのである。

なお、弁護士や法文官任用令が公布された明治二十六年には、「外交官領事官及書記生任用令」・「外交官及領事官試験規則」等も制定されており、司法官・行政官・外交官の試験任用制度が確立されている。そして、これ以後は奏任官が文官高等試験、判任官は文官普通試験によって任用されてゆく。史料126・127・132・134・136・138・149・150・152・155・157・163・164・176・179・196・206・207の各収録史料は、明治二十七年から昭和九年にいたる間の文官高等試験合格者名簿や試験委員への手当支給等の記録・公文書を収録したものである。なかでも、史料207には昭和八年度新学士採用をめぐる各省人事主任官会議の議事録が掲載されており、新学士の思想問題が討議されている点などに、後述する「滝川事件」事件以降の政治状況が反映されていて興味深い。また、江木衷・奥田義人・菊池武夫・土方寧・穂積陳重・岡野敬次郎・馬場應治・穂積八束・金井延等々の中央大学関係者が、文官高等試験委員として史料中に登場している点も

うががえるのである。

最後に、明治末期から昭和初期にかけて散見する官吏登用試験制度をめぐる改革意見や諸請願等の史料として、史料156・158・159・162・168・170・173・175・181・182・190・補遺1を収録している点をつけ加えておく。この時期には、前述の文官任用令が勅任官の自由任用制をとったため、特別任用の枠をめぐる政党・藩閥官僚勢力の対立が激化するのであるが、これらの改革運動もまた、同期の政治状況に位置づけてみる必要があろう。

四、個人関係の史料・その他

卷末の表「C」は、前記の二分類に入らない諸史料や中央大學に關係した個人についての史料をまとめた表である。そのため、各史料の間に直接的な連関はなく、以下では、個人の史料ごとに幾つかの特色を指摘しておく。なお、英吉利法律学校の創立者十八名や東京（帝国）大学出身の中央大学関係者に関する経歴や諸活動については、『資料集』第三集の解題を参照していただきたい。

まず、創立者関係では、前述の岡山兼吉・渋谷慥爾らの建議書（史料28・33）を収録した。これは、東京大学に在学中であった岡山らが、明治政府による言論弾圧に反対し、官吏や学校教員・生徒の政談演説の自由を認めるよう求めた建議で、明治十三年の集会条令公布と翌年の「明治二十三年国会開設の詔勅」に対応して、一度にわたって元老院に提出されている。建議の内容についてみると、明治十三年建議では、日本の近代化のために「実学ノ振起」は「急務」であり、「先進者ノ官ニ在

ル者ヲシテ学術ヲ演説スルニ自由ナラシメ」れば「世間空論虚談ヲ勤メス人々実学ヲ貴フノ風ヲ生シ人民進取ノ氣力自ラ發達シ自治ノ精神自ラ振作ス可シ」と主張し、翌年の建議では、国会開設の「勅諭」を奉じて「君民同治ノ治体ヲ立ル」ためには「人民ヲシテ代議ノ政治ヲ悟ラシメ」る必要があり、そのためには「先ツ官吏学生ノ政談ヲ自由ニシテ政府人民共ニ議政ノ術ニ慣レ感應ノ途ニ就カシム是最モ今日ノ急務」であると主張している。国会開設運動の昂揚という政治状況の中で、彼らは「実学ノ振起」と「代議ノ政治」実現を目指したのであった。

次に、岡村輝彦については、軍艦千島衝突事件の訴訟関係史料を収録した（史料123-1・125・128-1・131）。この事件は、明治二十五年十一月瀬戸内海の愛媛県沖で日本軍艦千島と英國彼阿会社（P.O.汽船会社）の郵船ラベンナ号が衝突し、七十余名の犠牲者を出した事件で、第二次伊藤博文内閣は、翌年五月に弁護士岡村輝彦と英國人ワルフォードを代理として損害賠償訴訟を起こしている。この裁判は、同二十六年六月第一審の在横浜英上等裁判所において原告勝訴するものの、同年十月第一審の上海英上等裁判所において原告敗訴となってしまう。そこで日本政府は、岡村を千島艦訴訟事務取扱委員として英國に派遣し、同二十八年七月英國枢密院において再び原告勝訴の判決をえて、最終的には英貨一万ポンドにて同会社との示談を成立させている。収録史料は、訴訟費用の調達に苦慮する岡村の活動と勝訴の報告を記録した公文書であるが、なかでも、英國での上訴にあたって、明治二十七年一月海軍大臣西郷従道から司法省雇法

律顧問として訴訟を担当した英國人カーラウッドに与えられた訓令の内容が興味深い（史料123）。すなわち、訓令では、英國の「高名ナル代言人」を雇つて裁判を闘う方針とその謝礼についてふれた後、海軍大臣の許可なく陳述・主張してはならない三件として、「一 領事裁判裁判権ハ天皇ノ委任ニ基キタルコト」・「二 本訴当事者ハ条約以外ニ於テ起訴〔抹消〕〔加筆〕「ノ」・「スルノ」」・「三 枢密院上訴討議中 天皇ノ尊号ヲ用フルコト」をあげている。これは、前年十一月召集の第五議会において、立憲改進党から訴訟当事者に「天皇」名を使用した疑惑を問責されたことへの対策であるとともに、同年四月ロンドンにて開催される日英通商条約改正交渉（＝治外法権の撤廃）への配慮が反映されたものといえよう。岡村の訴訟活動もまた、この訓令を基本として展開されたのである。

また、奥田義人の関係史料としては、主に鉛毒調査委員会に関する公文書を収録した（史料100-140-145-147-166）。「公害第一号」・「百年公害」として有名な足尾銅山鉛毒事件は、古河市兵衛経営の栃木県下足尾銅山から廃棄された鉛毒が、明治十年代にかけて渡良瀬川流域を汚染して被害を拡大し、深刻な社会問題となつた事件で、明治二十四年十一月召集の第二議会では、立憲改進党の代議士田中正造が質問書を提出して第一次松方正義内閣を追及している。被害地農民も鉛業停止を求める上京請願運動を展開したが、政府はこれを弾圧し、同三十三年二月には六十八名もの被起訴者をだした「川俣事件」が起つてゐる。この間、第二次松方内閣は、同三十年三月に足尾鉛毒事

件調査委員会を設置して事業主に鉛毒除害工事を命じたが実効はあがらず、同三十四年十二月には代議士を辞職した田中正造が明治天皇に直訴するにいたつてはいる。そのため、第一次桂太郎内閣は、翌三十五年三月総理大臣の監督下に鉛毒調査委員会を設置し、改めて事態の收拾にのりだしているが、同委員会の委員長に就任したのが奥田義人であった。収録史料は、鉛毒調査委員会による実態調査の報告書が中心であるが、これより、奥田委員長自らが調査に参加している点や、彼が委員以外の研究者・技師にも調査を委嘱していた点、さらには調査期間が六ヶ月までとされるほど緊急を要した点等の事実がうかがえる。ともあれ、同委員会の調査にもとづいて実施された鉛毒予防工事により、表面的な鉛毒被害は鎮静化するのであるが、その後の遊水池建設問題をめぐる行政訴訟や残留鉛毒問題等、事件の影響は今日にいたるまで多くの問題を残している。なお、鉛毒問題をめぐっては、東京・早稲田・慶應・明治等の各大学に学生の支援組織が作られているが、現在までのところ、中央大学の実態は不明である。

江木衷・穂積陳重関係では、陪審制度に関する史料を収録した（史料178・180・183・191）。裁判において国民から選出された陪審員が事件を判断する陪審制度は、日本でも昭和三年十月から施行されているが、その実現に尽力したのが江木衷であった。江木は、『冷灰漫筆』（明治四十二年）・『陪審制度談』（明治四十四年）他の著作において「法官の専断独裁に一任す」る現行の司法制度を批判し、人権侵害を防ぐための根本的司法制

度改革として陪審制度の導入を主張した。彼の主張は、大正八年七月に発足した原敬内閣の臨時法制審議会で審議されることとなるが、この審議会には、江木の他にも穂積陳重（總裁）、花井卓藏・原嘉道等の本学関係者が名をつらね、陪審法制定に協力している。その結果、陪審法は大正十二年四月に公布され、昭和三年に施行されるのであるが、実際には、重要な事件が例外とされ、陪審員資格（男・財産制限）や辞退・放棄の容認等の諸条件が重なつて普及せず、昭和十八年には施行が停止されている。収録史料は、同法の公布をめぐる臨時法制審議会の答申や枢密院における修正審議を記録した公文書である。

その他の創立者関係では、明治二十三年公布の民法施行に反対して東京法学院が延期派の拠点となつたいわゆる「法典論争」に関する若干の史料（史料98・118・139・148）や、高橋健三（史料63）、土方寧（史料96）他の関係史料を収録した。また、創立者以外の人物についても、岡野敬次郎（史料139・146・148・165）、原嘉道（史料223）、林頼三郎（史料209・217・241）、保利茂（史料232）他の史料を収録している。

最後に、個人関係の諸史料とは別に、戦時体制下の高等教育に対する思想統制の問題をめぐる収録史料についてふれておきたい。大正期における労働運動や社会主義運動の展開は、同期の學生思想に大きな影響を与えた、大正十一年十一月には東大新学会他の學生思想団体によって學生連合会（後に全日本學生社会科学連合会）が発足した。この「学連」には、中央大学や早稲田・慶應・明治・法政・立教・日本・同志社・立命館等の私

立大学学生も参加し、組織は次第に拡大していった。これに対して第二次加藤高明内閣は、同十五年一月治安維持法（前年三月制定）を発動して京都帝大他の社研学生を全国一斉検挙し、

学生社会主義運動の弾圧を開始した。文部省も教学刷新にのりだし、昭和六年七月には「学生思想問題調査委員会」（会長鳩山一郎）を設置して対策を検討している。同委員会は、翌年五月鳩山文部大臣に答申を提出し、「学生左傾化の原因」を指摘した上で、その対策として「社会情勢の改善」・「思想界・学界の匡正」・「教育の改善」・「左傾運動の防止」の四点を提起し、さらに大学・学校等の施設や組織を利用した学生思想管理体制の強化と国体観念を普及させるための国民精神文化研究所設置という具体的対策を提案した（史料193～195）。

ところで、この年の十月、中央大学法学会は京都帝国大学滝川幸辰教授を招いて「刑法学大講演会」を開催し、滝川教授は「復活」を通して見たトルストイの刑法観の演題で講演をおこなっている。しかし、この講演内容は、思想問題をかかえる文部省の問題視するところとなり、いわゆる「滝川事件」と発展する。史料199～201は、滝川教授の休職処分を審議した翌八年五月の文官高等分限委員会の記録であるが、処分理由は中央大学における講演というよりはむしろ、滝川教授の学説や著書にみられる「マルクス主義的思潮」が「近時過激ナル思想ノ伝播力殊ニ学生生徒並一般知識階級ニ於ケル伝播力ハ頗ル旺盛ニシテ甚憂慮スペキ状態」であるとされている。文部省にとつて、学生左傾化の原因となる危険思想を帝国大学の教育課程か

ら排除したこの処分は、「学生思想問題調査委員会」の答申にそつた当然の対応だったのである。

また、日本が国際連盟を脱退した同八年三月には、前年十二月から召集されていた第六十四議会において立憲政友会浜田国松らの提出した教育革新と思想対策樹立を求める建議が可決され（史料197・198）、これを受けた斎藤真内閣は、翌月總理大臣監督の下に思想対策協議委員を設置して「中正堅実ナル思想対策樹立ノ為ニ関係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議」する体制を整備する。この協議委員は、内閣書記官長と法制局長官、さらには内務・陸軍・海軍・司法・文部各省次官や関係各府勅任官によって構成され、昭和十年十一月に廃止されるまでの間、「国民精神作興ニ努ムル思想善導方策」・「不穏思想ニ対スル防衛及鎮圧ヲ完クスベキ思想取締方策」、および不穏思想を醸成する「諸原因ニ対応シテ之ニ匡救ヲ加フベキ社会改善方策」の三分野に大別した思想対策の具体的な実施方法等を審議している。史料202～205・208・210は、思想対策協議委員の審議した要綱や活動記録であるが、なかでも「天皇機関説事件」をめぐる各大学の状況を記録した史料208は、中央大学の歴史にとって重要な意味をもつといえる。すなわち、昭和十年二月美濃部達吉の憲法学説に対する貴族院での非難と美濃部の反駁とを契機として、いわゆる「天皇機関説事件」が政治問題化すると、翌月には貴族院が政教刷新をもとめる決議を、衆議院が国体明徴決議を可決して、思想対策の強化・徹底をもとめた。これをうけた岡田啓介首相は、同年八月「万世一系ノ天

「皇」が統治する「我國體ノ本義」を強調しつつ「國體ノ明徴ニ効シ其ノ精華ヲ發揚セントヲ期ス」との声明を發表して「國體明徴運動」を開始した。この運動の中核となつた文部省では、各學校長宛に訓令を發するとともに、各大學における憲法講座の調査を実施して天皇機關説の排除を強要してゆく。一方、中央大學と美濃部との関わりは長く、彼が東京帝國大學を卒業した翌年の明治三十一年度には、講師として行政法を教えている事実が確認できる。美濃部はその後、中央大學の憲法講座を担当するのであるが、この事件により昭和十年四月に講師を辞職することとなる。中央大學から文部省に提出された報告によれば、同校では「大學理事会ニ於テ今後美濃部博士ノ憲法論ハ絶対ニ採用セサルコトヲ決議シタ」とされており、天皇機関説は同校の法学教育から排除されている。そして、同様の報告を各大學からうけた文部省は、運動の成果を「私立各大學ニ於テハ訓令其ノ他本省ノ方針ニ基キ夫々处置ヲ講シツ、アリ即チ或ハ教授会、理事会ノ決定、教師ノ変更、學說、講義内容ノ更改、著書ノ絶版、改訂、論文ノ發表【等】改善ノ跡著シキモノアリ」と総括したのであった。その後、思想対策協議委員の策定した基本方針は、同委員にかわって設置される教學刷新評議会に引き継がれ、前述したように戰時教育体制が強化されることとなる。

以上、三分野にわたつて収録史料の特色を概観してきたが、四冊の『資料集』には、その他にも興味深い史料が収録されている。たとえば、表「A」に分類した史料77・78・79の諸史料

は「学位令」関係の史料であるが、これらの史料より、博士・大博士からなる学位制度の制定に対応して、一種の称号としての「学士」が分科大学卒業生に授与されることとなつた事実がわかる。東京法学院では、明治二十九年八月の学則改正にて同校卒業生に「東京法学院学士」の称号を授与しているが、これが可能であったのは、「学士」が学位制度とは別の独自の称号であつたからにほかならない。この点は、他の私立学校についても状況は同様であり、その意味では、収録史料の多くが、私学一般の歴史を研究する際にも活用しうる基本的性格をもつものといえよう。

本集の刊行により、中央大學に關係する行政文書史料の翻刻は、前述の追加分一冊を除いてほぼ完了したことになる。すなわち、東京都公文書館に所蔵されている諸史料（『資料集』第一・二集）は、地方官による私学管理の実態を、さらに東京大學に所蔵されている諸史料（『資料集』第三集）は、主に本學創立者たちの諸活動や一時期の帝國大學を媒介とした私立法律学校への監督状況をあらわす基礎的史料である。また、国立公文書館に所蔵されている文部省公文書（『資料集』第五・七・八・十集）は、私学を統轄する文部省の学校行政や大学令に準拠した「中央大學」の動静をさぐる根本史料となる。そして、国立公文書館所蔵の諸公文書（『資料集』第十二・十三・十四・十五集）は、国の教育行政や私立大學をとりまく政治的状況を分析する際に不可欠な重要史料として、中央大學の歴史を日本近代史上に位置づけてくれるであろう。

表[A] 教育制度・許認可関係史料一覧

資料集-頁数	史料番号	年 代	表 題	出 典
12-P.1	1	明治4年6月	南校寄宿生徒脱刀の儀伺	【辛未自5月至7月 公文録 大学之部 全】
12-P.2	2	明治4年7月	廃藩に付藩費生徒処置の儀伺	【辛未自7月至10月 公文録 文部省之部 乾】
12-P.3	3	明治4年7月	南校貢進生処置方の儀伺	【辛未自7月至10月 公文録 文部省之部 乾】
12-P.4	4	明治4年7月	東南校生徒成業見込の儀伺	【辛未自7月至10月 公文録 文部省之部 乾】
12-P.5	5	明治4年9月	定額金の儀上申	【辛未自7月至10月 公文録 文部省之部 乾】
12-P.6	6	明治4年9月	旧藩々より他方へ差出す生徒の儀に付伺	【辛未自7月至10月 公文録 文部省之部 乾】
12-P.7	7	明治5年3月	私塾生徒へ公費差出しの儀廢止の達	【壬申 公文録 文部省布達 坤】
12-P.14	9	明治6年11月	官費生規則創定上申	【明治6年11月 公文録 文部省之部 全】
12-P.16	10	明治6年12月	官費生規則改正届	【明治6年12月 公文録 文部省之部 全】
12-P.19	11	明治6年12月	官費生規則布達	【明治6年12月 公文録 文部省之部 全】
12-P.21	12	明治6年12月	官費生規則第19章追加布達	【明治6年12月 公文録 文部省之部 全】
12-P.22	13	明治7年5月	官費生規則第13章改正届	【明治7年5月 公文録 文部省之部 全】
12-P.22	14	明治8年1月	留学生派遣の儀伺	【明治8年1月 公文録 文部省之部 2】
12-P.24	15	明治8年3月	留学生派遣の儀伺	【明治8年3月 公文録 文部省之部 全】
12-P.41	24	明治12年6月	学位称号の儀上申	【行政決裁録15 明治12年自4月至6月】
12-P.46	26	明治12年9月	教育令布告	【明治12年自7月至9月 公文録 文部省之部 全】
12-P.81	31	明治13年12月	海外留学生帰朝の儀上申	【明治13年自9月至12月 公文録 文部省之部 全】
12-P.86	32	明治13年12月	教育令改正の儀上申	【明治13年自9月至12月 公文録 文部省之部 全】
12-P.124	34	明治14年	岡村輝彦・入江陳重他海外貸費留学生帰朝の件	【文部省報告書 明治14年 全】
12-P.125	35	明治15年4月	官費海外留学生規則制定並びに該留学生派遣の儀上申	【明治15年 公文録 文部省 自1月至6月】
12-P.126	36	明治15年6月	官費海外留学生規則により從來の貸費留学生処分の件伺	【明治15年 公文録 文部省 自1月至6月】
12-P.129	37	明治16年2月	【文部省事務報告書 明治15年 全】抄録(町村立・私立諸学校取締に付達、政談・學術演説等に学校充用の事を禁止する内達、東京大学教授兼東京大学法學部長に穗積陳重を任命の事他)	【文部省事務報告書 明治15年 全】
12-P.135	38	明治16年4月	東京大学法學・文學の教授上に用いる英語を廢し邦語を用い字典訳纂用書反訳並びに獨逸學術を探るの件上申	【自明治15年至同18年 公文別録 文部省】
12-P.141	40	明治16年11月	官立・公立学校学生・生徒退学の者採用方達の儀上申	【自明治15年至同18年 公文別録 文部省】
12-P.144	41	明治16年11月	東京大学總理加藤弘之生徒暴行により進退伺	【明治16年 公文録 官吏雑件 11月 第1】
12-P.145	42	明治16年11月	東京大学生徒暴行並びに処分の儀内申	【自明治15年至同18年 公文別録 文部省】
12-P.148	43	明治16年11月	東京大学生徒暴行並びに処分の件に付文学部准教授有賀長雄辞職並びに大学教授兼理學部長菊池大麓譴責の儀内申	【自明治15年至同18年 公文別録 文部省】
12-P.150	44	明治16年12月	東京府知事芳川顯正他39名の地方長官より學術演説者を検束するに付建議	【自明治17年至同18年 上書建言録 3】
12-P.156	46	明治17年1月	大学生徒暴行の後悔悟・謹慎の者再入学許可の儀内申	【自明治15年至同18年 公文別録 文部省】
12-P.157	47	明治17年2月	【明治16年文部省事務報告書 全】抄録(学校生徒の學術演説会への臨席・聴聞取締に付内達、官立・公立学生中不都合の行為にて退学の者他の学校への	【明治16年文部省事務報告書 全】

			入学を禁ずる達、文部権少書記官高橋健三に官報報告掛長兼勤を命ず、東京大学法学部中別課法学科を設け生徒を募集の事決定他)	
12-P.164	48	明治17年3月	大学教授等其担任の学科に限り公衆を集め演説をなすの儀上稟	『自明治15年至同18年 公文別録 文部省』
12-P.166	49	明治17年6月	明治16年11月内達の入学禁止生徒解禁後採用の儀伺	『明治17年 公文録 文部省 自1月至6月全』
12-P.168	50	明治17年8月	法学校生徒徵兵猶予の儀伺	『明治17年 公文録 司法省 8月全』
12-P.170	51	明治17年9月	東京大学本科生半途退学者徵兵猶予の儀伺	『17季 決裁録 諸府 完』
12-P.172	52	明治17年12月	徵兵令疑義の儀伺	『明治17年 公文録 文部省 自7月至12月全』
12-P.188	54	明治18年1月	『文部省明治17年事務報告書 全』抄録(直轄学校教授・講師の講談・演説取締に付達、東京大学退学の学生中悔悟・謹慎の状ある者78名官公私立学校への入校許可の事、文部少書記官穂積陳重調査課長を免官の事他)	『文部省明治17年事務報告書 全』
12-P.205	55	明治18年7月	東京大学実地研究旅費改正の儀上申	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.206	56	明治18年7月	東京大学予備門分離の儀伺	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.208	57	明治18年8月	教育令改正の儀上申	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.221	58	明治18年8月	徵兵令中疑義の儀伺	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.223	59	明治18年11月	東京大学及びその他研究生徵兵猶予の儀伺	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.228	61	明治18年12月	東京大学予備門卒業生徵兵猶予の儀伺	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.231	62	明治18年12月	文部省直轄師範学校生徒徵兵猶予の儀伺	『明治18年 公文録 文部省 自7月至12月』
12-P.234	64	明治19年2月	『明治18年文部省事務報告』抄録(東京大学法学部別課法学科中の特等科を廃し課程変更の事、東京法学校を東京大学法学部に合併し本郷用地内に移転の事、東京大学予備門卒業後直ちに入学の学生徵兵猶予の事、東京大学法政学部長心得に穂積陳重を任命の事他)	『明治18年文部省事務報告』
13-P.1	65	明治19年3月	文部省所轄別課法学生徒を司法省へ合併の儀に付報告	『明治19年 公文雑纂 司法省1 18』
13-P.2	66	明治19年4月	諸学校通則制定	『公文類聚 第10編 明治19年 卷之28』
13-P.5	67	明治19年8月	私立法律学校特別監督条規	『公文類聚 第11編 明治20年 第27卷』
13-P.8	68	明治19年11月	徵兵令中徵兵入営期限を改正追加の件公布	『公文類聚 第10編 明治19年 卷之16』
13-P.29	77	明治20年5月	学位令公布	『公文類聚 第11編 明治20年 第27卷』
13-P.32	78	明治20年6月	分科大学卒業生のみに学位にあらざる一種の称号として学士の称号を付与する件請議	『公文類聚 第11編 明治20年 第27卷』
13-P.34	79	明治20年6月	学位令細則制定	『公文類聚 第11編 明治20年 第27卷』
13-P.63	93	明治21年5月	特別認可法律学校規則制定	『明治21年 公文雑纂 省令請議』
13-P.68	94	明治21年5月	特別認可学校規則制定	『公文類聚 第12編 明治21年 第34卷』
13-P.70	95	明治21年5月	私立法律学校文部省の監督を廃止	『公文類聚 第12編 明治21年 第34卷』
13-P.70	96	明治21年5月	『明治20年 文部省事務報告』抄録(特別監督私立法律学校優等卒業生試験完結、法科大学助教授上方寧英國留学他)	『明治20年 文部省事務報告』
13-P.73	97	明治21年7月	特別認可学校規則による私立英吉利法律学校学則認可	『公文類聚 第12編 明治21年 第34卷』
13-P.79	99	明治21年10月	徵兵令第12条に当る者並びに新兵入営の上過剰となるべき者帰休の件請議	『明治21年 公文雑纂 省令請議』

13-P .81	101	明治21年	『明治21年文部省事務報告書』抄録(特別認可学校規則による私立英吉利法律学校学則認可他)	【明治21年文部省事務報告書】
13-P .89	104	明治22年2月	陸軍1年志願兵条例制定	【公文類聚 第13編 明治22年 第15卷】
13-P .105	109	明治22年10月	特別認可私立英吉利法律学校の東京法学院への改称認可	【公文類聚 第13編 明治22年 第39卷】
13-P .106	110	明治22年10月	特別認可学校卒業生は普通試験を要せず各庁判任官見習に任用の件上奏	【公文類聚 第13編 明治22年 第4卷】
13-P .120	112	明治22年	『文部省事務報告 自明治22年1月至同年3月』抄録(特別認可私立英吉利法律学校の東京法学院と改称認可)	【文部省事務報告 自明治22年1月至同23年3月】
13-P .148	116	明治23年10月	高等教育に関する文部大臣意見の件請議	【明治23年 公文雜纂 文部省 31ノ上】
13-P .197	120	明治25年10月	帝国大学総長をして監督せしめたる私立法律学校は文官試験試補及び見習規則第4条の帝国大学の監督を受くる私立法律学校に該当するものとする件申進	【公文類聚 第16編 明治25年 卷31】
13-P .201	121	明治26年11月	特別認可学校規則廃止、徵兵令第11条の中学校の学科程度以上の学校認定	【公文類聚 第17編 明治26年 卷32】
13-P .222	135	明治32年8月	私立学校令公布	【公文類聚 第23編 明治32年 卷28】
13-P .253	151	明治36年3月	専門学校令公布	【公文類聚 第27編 明治36年 卷14】
13-P .284	160	明治44年7月	私立学校令中改正公布	【公文類聚 第35編 明治44年 卷17】
13-P .332	167	大正6年11月	岡野敬次郎中央大学学長並びに同校附属中央高等予備校校長に就任の件認可	【大正5年 大正6年 探余公文】
13-P .398	171	大正7年3月	徵兵令中改正法律公布	【公文類聚 第42編 大正7年 卷21】
13-P .449	172	大正7年9月	陸軍1年志願兵に関する学校の認定及びその入営延期に関する件公布	【公文類聚 第42編 大正7年 卷21】
13-P .463	174	大正7年12月	大学令・高等学校令公布	【公文類聚 第42編 大正7年 卷22】
14-P .34	177	大正9年4月	中央大学外5大学を大学令により設立するの件裁可	【公文類聚 第44編 大正9年 卷24】
15-P .395	補遺 1	大正12年6月	高等試験令改正並びに旧判事検事及び弁護士試験制度留保に関する請願	【大正12年 公文雜纂 卷13】
14-P .363	184	大正13年12月	諮詢第4号学校における教練の振作に関する件文政審議会へ諮詢	【大正13年 公文雜纂 卷1】
14-P .364	185	大正14年1月	諮詢第4号学校における教練の振作に関する件文政審議会總裁加藤高明より答申に付通牒	【大正14年 公文雜纂 卷1】
14-P .366	186	大正14年6月	文部大臣所轄外の学校に陸軍現役将校を配属する件に付勅令第246号公布	【公文類聚 第49編 大正14年 卷29】
14-P .368	187	大正15年2月	専門学校別科生を本科生に編入する時期及びその取扱い方中央大学より伺に付私立専門・実業専門学校へ通牒	【自大9年至大15年 学生生徒総規 第1冊】
14-P .372	188	大正15年2月	私立大学補助金下附請願の件に付指令	【大正15年 公文雜纂 卷17】
14-P .394	189	昭和2年8月	私立学校に対する所得税免除請願の件に付指令	【昭和2年 公文雜纂 卷23】
14-P .399	192	昭和3年12月	経済審議会建議教育改善に関する件に付通牒	【昭和3年 公文雜纂 卷1ノ2止】
15-P .127	211	昭和12年3月	衆議院議員牧山耕蔵提出私立大学に対する国庫補助法制定並びに私立大学教員優遇に関する質問に対する内閣總理大臣及び文部大臣答弁書	【昭和12年 公文雜纂 卷38】

15-P.139	218	昭和15年9月	「高等教育に関する件に付文部大臣へ通牒」抄録	『昭和15年 公文雑纂 卷3』
15-P.153	219	昭和16年10月	「教育審議会答申及び建議」抄録	『教育審議会書類』
15-P.196	220	昭和16年10月	「教育審議会總裁答申『教育行政及財政に関する要綱』に付通牒」抄録	『昭和16年 公文雑纂 卷5』
15-P.199	221	昭和16年10月	教育審議会總裁建議、国民学校教員の優遇並びに師範学校制度刷新の急速実施・諮詢機関設置・教育尊重に関する件主務省へ回付	『昭和16年 公文雑纂 卷5』
15-P.209	222	昭和16年10月	大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件制定(勅令第924号)	『公文類聚 第65編 昭和16年 卷113』
15-P.273	224	昭和18年3月	大学令改正に付勅令第111号公布	『公文類聚 第67編 昭和18年 卷102』
15-P.296	225	昭和18年7月	本年度高文合格者並びに大学専門学校卒業の朝鮮人を各庁において採用の件に付通牒	『昭和18年 公文雑纂 卷5』
15-P.299	226	昭和18年10月	在学微集延期臨時特例公布	『公文類聚 第67編 昭和18年 卷95』
15-P.302	227	昭和18年10月	教育に関する戦時非常措置方策に付指令	『公文類聚 第67編 昭和18年 卷101』
15-P.305	228	昭和19年1月	緊急学生勤労動員方策要綱に付指令	『公文類聚 第68編 昭和19年 卷74』
15-P.311	229	昭和19年4月	学校校舎転用に関する具体的実施要綱に付通牒	『昭和19年 公文雑纂 卷2』
15-P.313	230	昭和19年4月	動員学生の需要に関する件に付回答	『昭和19年 公文雑纂 卷64』
15-P.316	231	昭和19年8月	「学徒勤労令公布」抄録	『公文類聚 第68編 昭和19年 卷72』
15-P.326	233	昭和20年1月	昭和16年勅令第924号大学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件改正公布	『公文類聚 第69編 昭和20年 卷57』
15-P.332	234	昭和20年3月	学徒勤労動員令改正公布	『公文類聚 第69編 昭和20年 卷54』
15-P.347	235	昭和20年3月	決戦教育措置要綱に付指令	『公文類聚 第69編 昭和20年 卷57』
15-P.349	236	昭和20年5月	戦時教育令公布	『公文類聚 第69編 昭和20年 卷57』
15-P.355	237	昭和20年10月	戦時教育令廃止の件公布	『公文類聚 第69編 昭和20年 卷57』
15-P.360	238	昭和20年10月	学校における宗教教育の取扱方改正要綱に付指令	『公文類聚 第69編 昭和20年 卷57』
15-P.363	239	昭和21年8月	衆議院における文教再建に関する決議、参考のため内閣へ送付	『昭和21年 公文雑纂 卷18』
15-P.364	240	昭和21年10月	衆議院における私学振興に関する決議、参考のため内閣へ送付	『昭和21年 公文雑纂 卷18』
15-P.366	242	昭和22年3月	学校教育法案要綱に付閣議決定	『公文類聚 第71編 昭和22年 卷35』
15-P.377	243	昭和22年11月	教育刷新委員会委員長報告「教員養成に関すること(其の1, 2)」文部大臣へ回付	『公文類聚 第72編 昭和22年 卷70』
15-P.380	244	昭和22年12月	教育刷新委員会委員長報告「大学の地方委譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する件」文部大臣へ回付	『公文類聚 第72編 昭和22年 卷70』
15-P.382	245	昭和23年1月	教育刷新委員会委員長報告「私学振興に関すること」文部大臣へ回付	『公文類聚 第73編 昭和23年 卷123』
15-P.384	246	昭和23年2月	教育刷新委員会委員長報告「中央教育行政機構に関すること」文部大臣へ回付	『公文類聚 第73編 昭和23年 卷123』
15-P.386	247	昭和23年4月	教育刷新委員会委員長報告「大学の自由及び自治の確立について」文部大臣へ回付	『公文類聚 第73編 昭和23年 卷123』
15-P.388	248	昭和23年8月	教育刷新委員会委員長報告「私立学校法案について」・「日本芸術院について」文部大臣へ通知	『公文類聚 第73編 昭和23年 卷123』
15-P.390	249	昭和24年3月	公私立大学の認可について閣議了解	『公文類聚 第74編 昭和24年 卷87』

表〔B〕弁護士制度・官吏登用関係史料一覧

資料集-頁数	史料番号	年 代	表 題	出 典
12-P.8	8	明治6年6月	代人規則伺	【明治6年6月 公文録 司法省之部 2】
12-P.26	16	明治8年9月	堺県平民橋本加九郎「代言人代書人を廢する議」不採用一件	【明治8年建白書 第2科】
12-P.27	17	明治9年1月	代言人規則改正の儀上申	【明治9年1月 公文録 司法省之部 全】
12-P.32	18	明治9年4月	代言人規則心得方更に布達の儀上申	【明治9年4月 公文録 司法省之部 全】
12-P.33	19	明治9年10月	代言人規則の儀伺	【行政決裁録2】
12-P.34	20	明治9年10月	代言人免許手続の儀上申	【行政決裁録2】
12-P.35	21	明治9年11月	代言人規則中改正布達伺	【明治9年11月 公文録 司法省之部 全】
12-P.37	22	明治10年12月	代言人規則増補伺	【明治10年12月 公文録 司法省之部 全】
12-P.39	23	明治12年5月	法学卒業の者検査を要せず代言人免状授与の儀上申	【行政決裁録15 明治12年自4月至6月】
12-P.43	25	明治12年5月	東京大学法学卒業生徒の代言人免状授与の儀上申	【明治12年5月 公文録 司法省之部1】
12-P.63	27	明治13年4月	代言人規則改正の儀上申	【明治13年4月 公文録 司法省之部1】
12-P.76	29	明治13年12月	代言人規則第4条の儀伺	【明治13年12月 公文録 司法省之部1】
12-P.79	30	明治13年12月	東京大学法律学卒業の者へ代言人営業免許状授与方布達の儀上申	【明治13年12月 公文録 司法省之部1】
12-P.139	39	明治16年6月	東京代言人組合会長鳩山和夫他2名「地所家屋買戻契約に公証を与うる法律制定せらる可き義に付建議」進達	【明治16年 公文附録 元老院建白 第2】
12-P.153	45	明治16年12月	岩手県令島惟精より代言人を廃止して健訟の弊を矯正するの義に付建議	【自明治17年至同18年 上書建言録 3】
12-P.180	53	明治17年12月	判事登用規則制定の儀上申	【明治17年 公文録 司法省 12月 第1】
12-P.225	60	明治18年11月	判事登用規則第9条に追加の儀上申	【明治18年 公文録 司法省 11月 全】
13-P.16	69	明治19年12月	独逸協会学校へ補助金下附の儀報告	【公文類聚 第11編 明治20年 第29巻】
13-P.18	70	明治19年	『文部省報告書明治19年』抄録(私立法律学校特別監督条規)	【文部省報告書 明治19年】
13-P.20	71	明治20年2月	特別法学生徒養成方の儀に付認許	【公文類聚 第11編 明治20年 第29巻】
13-P.22	72	明治20年2月	判事登用試験举行に付出席願心得告示	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.24	73	明治20年3月	明治20年度判事登用試験科目告示	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.25	74	明治20年3月	現任判事補検事補にして判事登用試験及第者の判事登用の件請議	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.26	75	明治20年4月	司法省法学生徒修業満期に付臨時判事登用試験举行の儀告示	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.27	76	明治20年4月	判事登用規則による登用判事試補を治安裁判所に配置の儀請議	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.36	80	明治20年7月	文官試験試補及見習規則公布	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.39	81	明治20年7月	文官試験試補及見習規則に関する細則制定	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.41	82	明治20年7月	高等試験及び実務練習を要せずして司法官となる資格の件奏議	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.42	83	明治20年11月	試補及び見習の待遇並びに任用方公布	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.44	84	明治20年12月	現任判事試補は文官試験試補及見習規則により任用する者と同一の資格を有し別段の任命を要せざる件稟議	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】
13-P.46	85	明治20年12月	文官試験試補及見習規則中理事に関する儀追加の件稟議	【公文類聚 第11編 明治20年 第5巻】

13-P .48	86	明治20年12月	文官試験試補及見習規則中旧東京大学法学部卒業生に関する規定を司法省旧法学校正則部卒業生に適用する儀に付稟議	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .49	87	明治20年12月	文官試験試補及見習規則施行前宮内省に奉職官吏は一般官吏交互通同様他官衙へ転任の時は試験を要せざる件請議	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .51	88	明治20年12月	現任判事補検事補にして判事登用試験に及第した者の判事登用の儀に付請議	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .53	89	明治20年12月	曾て判事の職を奉じ5年以上恪勤し転官したる者は判事登用規則第9条により裁判官の資格を有する儀に付稟議	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .54	90	明治20年12月	文官試験試補及見習規則施行の後5箇年以上官務に従事し判任官5等以上に叙せられたる者は高等試験を受ける事を得るの件公布	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .58	91	明治20年12月	海軍准士官並びに服役満期下士を判任文官に任用の件公布	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .60	92	明治20年12月	高等試験手続制定	『公文類聚 第11編 明治20年 第5卷』
13-P .83	102	明治21年	「明治21年度司法省歳出予算及び明細表」抄録	『明治21年度 嶸入出予算 13』
13-P .85	103	明治22年1月	明治21年高等試験出願者当選者試補並びに本官任用等報告	『明治22年 公文雜纂 1 内閣各局 1』
13-P .93	105	明治22年3月	法学博士の学位を有する者無試験代行免許の件認可	『公文類聚 第13編 明治22年 第59卷』
13-P .95	106	明治22年4月	明治21年各官庁普通試験及び見習出願者当選者見習並びに判任文官任用等報告	『明治22年 公文雜纂 1 内閣各局 1』
13-P .102	107	明治22年5月	試験規則による試補出願者の件稟申	『明治22年 公文雜纂 1 内閣各局 1』
13-P .103	108	明治22年8月	司法省正則法律学卒業者中学士の称号を得ざる者無試験代行免許の件請議	『公文類聚 第13編 明治22年 第59卷』
13-P .108	111	明治22年12月	明治22年度各府須要の試補人員に付報告	『公文類聚 明治22年 第13編 第4卷』
13-P .124	113	明治23年1月	明治22年高等試験出願者当選者試補並びに本官任用等報告	『明治23年 公文雜纂 内閣各局 1』
13-P .139	114	明治23年5月	明治23年度各府須要試補人員通知方照会の件回答	『明治23年 公文雜纂 内閣各局 1』
13-P .144	115	明治23年10月	「明治20年度司法省歳出決算報告表」抄録	『明治20年度歳出決算報告 14』
13-P .152	117	明治24年1月	弁護士規則制定に付請議	『明治23年 公文雜纂 未決議案 第1回帝国議会 33』
13-P .183	119	明治24年12月	弁護士法案請議	『明治24年 公文雜纂 未決議案 第2回帝国議会 6 40』
13-P .202	122	明治26年12月	判事検事登用試験規則第5条による指定私立学校告示	『公文類聚 第17編 明治26年 卷32』
13-P .208	126	明治27年11月	文官高等試験完了、及第者へ合格証書付与の件上申	『明治27年 公文雜纂 内閣 1』
13-P .209	127	明治27年12月	文官高等試験合格者の履歴書進達	『明治27年 公文雜纂 内閣 1』
13-P .217	132	明治29年12月	文官高等試験完了に付合格証書授与の件・同及第者人名書上申	『明治29年 公文雜纂 宮内省・内閣 1 1』
13-P .219	133	明治30年11月	文官高等試験完了に付及第者人名書上申	『明治30年 公文雜纂 宮内省・内閣 1 1』
13-P .221	134	明治31年12月	文官高等試験及第者人名書上申	『明治31年 公文雜纂 内閣 1 1』
13-P .233	136	明治32年11月	文官高等試験及第者人名書上申	『明治32年 公文雜纂 内閣 1 1』
13-P .235	137	明治34年11月	文官高等試験委員長・委員及び書記へ手当金支給の件照会	『明治34年 公文雜纂 内閣 2 卷2』
13-P .236	138	明治34年11月	文官高等試験合格者人名書上申	『明治34年 公文雜纂 内閣 2 卷2』
13-P .250	149	明治35年11月	文官高等試験及第者へ合格証書授与に付上申	『明治35年 公文雜纂 内閣 2 卷2』

13-P.252	150	明治35年11月	文官高等試験委員長一木喜徳郎以下27名へ手当支給の件照会	「明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2」
13-P.262	152	明治37年11月	文官高等試験及第者へ合格証書授与に付上申	「明治37年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.264	153	明治37年12月	文官高等試験委員長委員及び書記へ手当支給の件照会	「明治37年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.265	154	明治38年11月	文官高等試験及第者へ合格証書授与に付上申	「明治38年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.267	155	明治38年11月	文官高等試験委員長・委員及び書記へ手当支給の件照会	「明治38年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.269	156	明治39年2月	私立中央大学長菊池武夫他4名文官高等試験科目中外国语試験延期の儀に付請願	「明治39年 公文雑纂 帝国議会 第22回2止 建議卷47止」
13-P.270	157	明治40年11月	文官高等試験及第者へ合格証書授与に付上申	「明治40年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.272	158	明治42年2月	東京組合弁護士会長岡村輝彦他105名文官高等試験規則・判事検事登用試験規則並びに弁護士試験規則改正の請願	「明治42年 公文雑纂 建議 卷34止」
13-P.276	159	明治42年5月	高等文官・判検事及び弁護士の試験制度中改正に関する請願	「明治42年 公文雑纂 帝国議会 第25回2 卷32」
13-P.291	161	大正4年4月	東京帝国大学法科大学教授法学博士宮崎道三郎他195名「官吏にして衆議院議員たることを許可せざる内訓に対する意見書」進達	「大正4年 公文雑纂 海軍省・司法省・文部省・農商務省 卷13」
13-P.298	162	大正4年4月	試験制度委員長「試験制度改正の要旨」上申	「大正4年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.322	163	大正4年10月	文官高等試験合格者へ合格証書授与に付上申	「大正4年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.325	164	大正5年10月	文官高等試験合格者へ合格証書授与に付上申	「大正5年 公文雑纂 内閣1 卷1」
13-P.332	168	大正7年1月	高等試験令・普通試験令・高等試験委員及普通試験委員官制公布、文官任用令・外交官領事官及書記任用令中改正公布	「公文類聚 第42編 大正7年 卷12」
13-P.383	169	大正7年2月	工学博士古市公威他21名文官任用制度改正に関する建議	「大正6年 公文雑纂 建議、請願2止 卷30止」
13-P.391	170	大正7年2月	高等試験令第7条及び第8条に関する省令発布	「公文類聚 第42編 大正7年 卷12」
13-P.460	173	大正7年12月	日本弁護士協会「文官任用令全廃及び高等官官等俸給令中第4条削除の件建議書」	「大正7年 公文雑纂 請願、建議 卷32止」
14-P.1	175	大正8年2月	司法代書人法制定請願の件に付指令	「大正8年 公文雑纂 卷1」
14-P.30	176	大正8年10月	高等試験外交科試験及び行政科試験合格者へ合格証書授与に付上申	「大正8年 公文雑纂 内閣1 卷1」
14-P.80	179	大正9年10月	高等試験外交科試験及び行政科試験へ合格証書授与に付上申	「大正9年 公文雑纂 内閣1 卷1」
14-P.128	181	大正12年6月	高等試験令に付請願	「大正12年 公文雑纂 卷15」
14-P.291	182	大正12年6月	高等試験令に付請願	「大正12年 公文雑纂 卷15」
15-P.395	補遺 1	大正12年6月	高等試験令改正並びに旧判事検事及び弁護士試験制度留保に関する請願	「大正12年 公文雑纂 卷13」
14-P.396	190	昭和2年9月	婦人弁護士制度制定に関する請願の件に付指令	「昭和2年 公文雑纂 卷23」
15-P.12	196	昭和8年1月	新学士採用に関する件に付通牒	「昭和8年 公文雑纂 内閣1 卷1」
15-P.44	206	昭和8年12月	各省庁における来年3月卒業の法学者の採用に関する件に付通牒	「昭和8年 公文雑纂 内閣1 卷1」
15-P.46	207	昭和9年1月	本年度各大学卒業新法学者採用に関する件に付通知	「昭和9年 公文雑纂 内閣1 卷1」

表[C] 個人関係の史料・その他

資料集-頁数	史料番号	年 代	表 題	出 典
12-P.71	28	明治13年10月	東京大学生徒岡山兼吉・渋谷慥爾他13名「学術上に付官吏演説の禁を解くの建議」	『明治13年自10月至12月 公文附録 元老院之部3』
12-P.116	33	明治14年11月	東京大学生徒岡山兼吉他2名「官吏及官立公立私立学校教員生徒見習生政談演説集会の儀に付建議」進達	『明治15年 公文附録 元老院建白 第1』
12-P.233	63	明治18年12月	内閣官報局次長高橋健三他5名へ勉励手当を下賜の事	『公文類聚 第10編 明治19年 卷之8』
13-P.70	96	明治21年5月	『明治20年 文部省事務報告』抄録(特別監督私立法律学校優等卒業生試験完結、法科大学助教授土方寧英國留学他)	『明治20年 文部省事務報告』
13-P.73	98	明治21年9月	民法・商法・訴訟法草案は法制局の審査を経ず直ちに元老院の議定に付せらるの件請議	『明治21年 公文雑纂1 内閣各局』
13-P.81	100	明治21年11月	農商務省参事官奥田義人に東京電信学校法律学教授を嘱託	『公文類聚 第12編 明治21年 第36巻』
13-P.180	118	明治24年2月	民法及び商法に関する貴族院建議	『明治24年 公文雑纂 帝国議会 貴族院衆議院32』
13-P.203	123	明治27年1月	軍艦千島訴訟事件費補充の件通牒	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.205	124	明治27年1月	軍艦千島訴訟事件費増加の件通牒	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.206	125	明治27年4月	軍艦千島訴訟費用増額の件通牒	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.211	128	明治28年3月	軍艦千島訴訟費増額の件通牒	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.212	129	明治28年6月	軍艦千島訴訟費増額の件通牒	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.214	130	明治28年9月	軍艦千島訴訟事件落着の件報告	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.215	131	明治28年10月	軍艦千島訴訟事件結了に付謝金贈与の件通牒	『公文別録 軍艦千島衝突事件 全』
13-P.238	139	明治35年3月	法典調査会部長尾崎三良以下34名へ手当金下賜の件上申	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.239	140	明治35年4月	鉱毒被害地実査の出張予定報告	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.240	141	明治35年4月	鉱毒被害地実査出張から帰庁に付報告	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.241	142	明治35年4月	鉱毒調査委員会における調査事項の要項及び委員の分担協定の件報告	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.242	143	明治35年4月	鉱毒調査委員被害地及び足尾銅山巡視順序等の件報告	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.245	144	明治35年5月	愛媛県下別子銅山及びその付近被害地実査出張の件報告	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.246	145	明治35年5月	愛媛県下鉱毒被害地実査出張から帰庁に付報告	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.247	146	明治35年5月	法制局参事官岡野敬次郎へ賞与の件に付上申	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.248	147	明治35年6月	伺を経ず鉱毒調査委員以外の者へ調査を嘱託し栃木・群馬両県下へ出張を命じた儀に付上申	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.249	148	明治35年9月	法典調査会起草委員倉富勇三郎以下10名へ手当金下賜の件上申	『明治35年 公文雑纂 内閣2 卷2』
13-P.328	165	大正5年11月	従3位勳1等法学博士岡野敬次郎他2名帝室制度審議会委員仰付けらるの儀に付宮内大臣より照会に付回答	『大正5年 公文雑纂 内閣1 卷1』
13-P.330	166	大正6年8月	法学博士奥田義人他1名授爵の儀に付宮内大臣へ申牒	『大正6年 公文雑纂 内閣1ノ下 卷1ノ下』

14-P.71	178	大正9年7月	司法裁判に付陪審制度を採用するの可否臨時法制審議会へ諮問同会總裁穂積陳重の答申書司法大臣原敬へ通牒	『大正9年 公文雑纂 内閣1巻1』
14-P.85	180	大正11年2月	枢密院議長上奏陪審法案帝国議会へ提出の件裁可	『大正11年 公文雑纂 卷43』
14-P.349	183	大正12年12月	臨時法制審議会總裁穂積陳重より諮問第5号に付答申	『大正13年 公文雑纂 内閣1巻1』
14-P.397	191	昭和3年7月	陪審法施行期日の件に付勅令第165号公布	『公文類聚 第52編 昭和3年 卷26』
15-P.1	193	昭和7年5月	学生思想問題調査委員会答申	『思想対策協議会参考資料』
15-P.8	194	昭和7年	学生思想問題調査委員会委員名簿	『思想対策協議会参考資料』
15-P.9	195	昭和7年	学生思想問題の対策・経費	『思想対策協議会参考資料』
15-P.14	197	昭和8年3月	教育革新に関する建議	『思想対策協議会参考資料』
15-P.17	198	昭和8年3月	思想対策樹立に関する決議	『思想対策協議会参考資料』
15-P.20	199	昭和8年5月	京都帝国大学教授滝川幸辰の休職に付文官高等分限委員会開催の件通知	『文官高等分限委員会関係書類 4』
15-P.25	200	昭和8年5月	京都帝国大学教授滝川幸辰休職の件に付諮問	『昭和8年 公文雑纂 内閣1巻1』
15-P.30	201	昭和8年5月	京都帝国大学教授滝川幸辰休職の件に付文官高等分限委員会へ諮問	『昭和8年 公文雑纂 卷1』
15-P.35	202	昭和8年7月	教育宗教に関する具体的方策案の件に付通牒	『昭和8年 公文雑纂 卷1ノ2』
15-P.38	203	昭和8年8月	思想善導方策具体案要綱の件に付通牒	『昭和8年 公文雑纂 卷1ノ2』
15-P.40	204	昭和8年9月	思想取締方策具体案要綱の件に付通牒	『昭和8年 公文雑纂 卷1ノ2』
15-P.42	205	昭和8年10月	社会政策に関する具体的方策案要綱の件に付通牒	『昭和8年 公文雑纂 卷1ノ2』
15-P.55	208	昭和10年10月	『国体明徴に関する各庁の施設』抄録	『国体明徴に関する各庁の施設』
15-P.103	209	昭和11年3月	元判事林頼三郎、司法大臣に転任により文官高等分限委員会委員自然消滅の件通知	『文官高等分限委員会関係書類 4』
15-P.104	210	昭和11年6月	『思想対策協議委員要覧』抄録	『思想対策協議委員要覧』
15-P.130	212	昭和12年5月	企画庁調査官小金義照、中央大学講師受諾許可の件に付指令	『昭和12年 公文雑纂 卷4』
15-P.131	213	昭和13年2月	枢密顧問官原嘉道、枢密院副議長に転任により文官高等分限委員会予備委員自然消滅の件通知	『文官高等分限委員会関係書類 4』
15-P.131	214	昭和13年9月	華族議員・多額納税者議員・衆議院議員の学歴調	『議会制度審議会書類』
15-P.133	215	昭和14年12月	文官分限委員会設置(昭和7年9月24日)以後文官高等分限委員会に諮問の休職調	『文官高等分限委員会関係書類 4』
15-P.135	216	昭和15年6月	文官分限委員会に関する調	『文官高等分限委員会関係書類 4』
15-P.138	217	昭和15年7月	枢密顧問官林頼三郎、海外旅行の件に付指令	『昭和15年 公文雑纂 卷43』
15-P.262	223	昭和17年5月	「枢密院議長原嘉道他31名教育審議会及び文政審議会職員として功績顯著に付銀杯又は木杯下賜の件允裁」抄録	『昭和17年 公文雑纂 17巻42』
15-P.323	232	昭和19年11月	保利茂日本鰹節類統制株式会社社長任命に関する件に付回答	『昭和19年 公文雑纂 卷6』
15-P.365	241	昭和22年1月	枢密顧問官林頼三郎旅行の件に付指令	『昭和22年 公文雑纂 採余公文(旅行) 卷39』

*表[A]・[B]・[C]は、『中央大学史資料集』第12集～第15集（国立公文書館所蔵 中央大学関係史料5～8）に収録した諸史料表題を分野別に分類したものである。

*作成にあたっては、漢数字を算用数字に変換した。

*出典については、簿冊名のみを記入した。国立公文書館の史料番号については、資料集収録史料の末尾を参照されたい。